

芦屋大学論叢 第80号
(令和6年1月28日)抜刷

布川準一郎の「心耕学園」に関する一考察 (2)

—実業補習学校改革と新教育—

三 羽 光 彦

布川準一郎の「心耕学園」に関する一考察（2）

—実業補習学校改革と新教育—

さん ば

三 羽 光 彦

芦屋大学臨床教育学部特任教授

はじめに

『職業指導』（日本職業指導協会編）の1933（昭和8）年4月号の「教育時報」の欄に、「高等小学校を廃し専修農学校に新潟県の農村厚生教育」と題する次のような記事が見られる。

「新潟県三島郡西越村村長佐藤秀作同村小学校長布川準一郎両氏は農村自力更生は教育の更生にありとなり教育制度の根本的建直しを計画し同村小学校に、西越専修農学校を併置し四月一日から開校すべく九日県に申請して来たが、この教育案こそ教育界への大警鐘であるといはれてゐる。これは高等小学校教育を全廃し尋常科卒業生は全部専修農学校本科に入学させ、教育させようとするもので高等科は自然解消となる訳である、更に別科、補習科、青訓部を設け青訓部の四年制を除いて全部三ヶ年制部で農村に則した農業教育を授けるといふ教育制度の大改革であり、この種の高等科廃止を根本眼目とした教育制度では（中略）県下六百四十八校の実業補習学校も漸次これに習はんとする傾向があるので教育界の大問題として注目されてゐる。」¹⁾

この当時、農村にふさわしい青年教育を実施するため、実業補習学校を充実させる一方、高等小学校を廃止（県当局が認めない場合、形式的に存続させ実質的に廃止した例が多い）した地域が全国的に散在している。この記事では、新潟県でもこの流れが始まっていること、なかでも、新潟県三島郡西越村では1933（昭和8）年度からの実施が計画されていることが報じられているのである。

実際に実現した改革では、西越村では、結局は高等小学校を存置しているが、実業補習学校を大幅に充実させ準義務化している。結論的にいうと、この改革では、第一に、小学校と実業補習学校を男女ともに一連の制度として一体化したこと。第二に、自由教育や労作教育さらには「塾教育」など、いわゆる新教育をその内容としたことなど、制度面・内容面ともに、極めて個性的・先進的であった。西越村ではこの一連の改革の実施を布川準一郎にゆだね、布川は、小学校と実業補習学校を一体化した学校を「心耕学園」と自ら命名し、その理想とする教育実践の場としたのであった。

本稿は、本論叢第79号に掲載した「布川準一郎の『心耕学園』に関する一考察（1）—戦前昭和期の新潟県西越村における新教育実践—」の後編である。前稿では、布川準一郎の、教育思想・教育論、心耕学園の学校経営、教育実践の特徴などについて考察した。こうした教育の特質を把握したうえで、この後編では、実業補習学校の発展という視点から、小学校と実業補習学校を一体化した心耕学園の教育の特質について考察することとする。なお、本研究は、2023年度学術振興会科学研究費補助基盤研究(C)（「近代日本における実業補習学校と地域社会に関する調査研究」）の成果の一部である。

1. 1920年代新潟県における実業補習学校の発展

(1) 実業補習学校振興策

i. 公私立実業補習学校規程 (1914年11月)

1907(明治40)年に尋常小学校の就学年限を6年として義務教育年限を延長してから、全国的に実業補習学校の増加が見られた。全国的に見て劣勢といわれていた新潟県においても、実業補習学校の校数は、1916(大正5)年に383校、生徒数は男子15,632人・女子1,671人・計17,303人となっている²⁾。

しかしながら、そこにはいくつかの課題があった。第一に生徒は圧倒的に男子が多く、女子は10%弱に過ぎないこと。第二に授業は冬期3・4か月のものが多く十分な教育が行われていないこと。第三に夜間に小学校を間借りして授業するものがほとんどであること。第四に指導する教員も専任教員は男性41人・女性32人と、学校数の1割に満たないこと、などであった³⁾。ここにあげられている、女子生徒の就学、季節制授業、夜間制、専用校舎、専任教員といった問題は、全国的にも後年まで実業補習学校の主要な課題であった。

こうした状況に対処するため新潟県では、1916年11月、県令で公私立実業補習学校規程を公布して、学校の設置、学則(授業時数と学業修了に関する事項を規定)の制定、帳簿類の整備、校長・教員の管理、使用教科書の申請、無資格教員の任用、などの手続きと認可に関して定めた⁴⁾。

ii. 実業補習教育振興訓令 (1920年9月)

公私立実業補習学校規程によって学校制度としての体裁を整えつつあった新潟県の実業補習学校に大きな転機をもたらしたのが、1920(大正9)年の太田政弘知事による実業補習学校振興策であった。太田は1919(大正8)年4月に熊本県知事から新潟県知事に転じ、1923(大正12)年6月まで在任し、教育関係の施策に功績が多かった⁵⁾。実業補習学校関係では、まず9月24日に県訓令33号⁶⁾で、「県下産業ノ現況」「世界経済界ノ情勢」からみて、産業の発展の基礎として実業補習学校の振興を徹底するよう求めた。

そのなかで太田知事は、実業補習学校生徒数が、「人口一万ニ対シ三百九十人以上に達スル府県」があるにもかかわらず、新潟県では「僅二百一人実ニ全国ノ第三十一位」にとどまっているとし、実業補習学校を小学校と同じ程度に設置するよう指示している。そして将来的には「青年団及処女会ト連絡シテ男子ハ二十歳女子ハ結婚スル迄ノ間悉ク実業補習教育ヲ受ケシムル様施設の完成ヲ望ム」と述べている。そのうえで、現時点の課題として、実業補習学校の教員の優遇、女子生徒の増加、設備内容の充実、授業時間数の増加などをあげて、そうした改善を急ぐことを市町村に求めている。

iii. 新潟県実業補習学校施設要項 (1920年12月)

第一次大戦以降の資本主義経済の進展やその矛盾を反映して、実業教育制度改革の要望が高まり、政府は臨時教育審議会の審議および答申を受けて、1920(大正9)年12月15日、実業学校令を改正した。これにともない文部省は、同月17日に実業補習学校規程(文部省令第32号)を新たに制定した。この規程は、職業教育と国民教育(国民生活ニ必須ナル教育)を両輪とする目的を明示し、実業補習学校を小学校後の国民教育機関として普及・発展させる契機となった改革であった。

この規程公布のちょうど同日に、新潟県では、実業補習学校振興策を、県訓令45号「新潟県実業補習教育是」⁷⁾として示し、同時に新潟県実業補習学校施設要項⁸⁾を定めた。前者には、実業補習学校の普及と準義務制の施行について具体的に記されている。第一に、実業補習学校の小学校への附設を促進する一方、学

校組織になっていない補習教育活動などを実業補習学校として制度化するなどして、実業補習学校の設置を促進すること。第二に、尋常小学校卒業後、商工補習学校は4か年、農業・水産補習学校は8か年、女子実業補習学校は4か年、実業補習学校の「学齢」として、義務教育に準じて就学させること。第三に、市町村は規則制定などによってできるだけ義務教育制の徹底を図ること、が示されている。

後者の新潟県実業補習学校施設要項は、名称、編制、修業年限、教科課程、教授季節・教授時数、教授訓練、設備、職員、経費などの内容からなり、大きく商工補習学校、農業補習学校（水産を含む）、女子実業補習学校の3種に区分して修業年限・教科課程などを定めている。商工補習学校は初等科3年・高等科2年・計5年、農業補習学校は初等科2年・高等科3年・研究科3年・計8年、女子実業補習学校は初等科2年・高等科2年・計4年を基本的な制度とし、商工と女子の研究科の附設も認めている。前述の実業補習教育是の実業補習学校「学齢」にそった制度となっている。

ただし文部省令の実業補習学校規程では、制度編制は前期後期に分け、修業年限は前期2年・後期2年（農業・水産の場合は3年も認める）という形をとっている。新潟県実業補習学校施設要項は必ずしも国の規程を基にしているものではないことがわかる。また、この施設要項の教科課程をみると、必修科目は、修身・公民、国語、算術、体操、職業に関する科目となっており、理科、図画、英語、地理、歴史等を必要により加設する科目とし、女子には裁縫、家事を課すとしている。ちなみに国の規程では、理科は必修科目として掲げられ、「算術」は「数学」となっており、体操が科目のなかに掲げられていないなど、いくつかの点で異なっている。

iv. 農業補習学校教員養成所の開設

1920（大正9）年10月に実業補習学校教員養成所令（勅令第521号）、同施行規則（同12月18日文部省令第33号）が定められ、実業補習学校教員の養成制度が整備された。これに伴い各府県で実業補習学校教員の養成所が開設されたが、新潟県では、1922（大正11）年4月に県立農業補習学校教員養成所がこの施設として県立加茂農林学校に併設された⁹⁾。

この時の同養成所規則によると、修業年限1年で、農業学校卒業生などを入所させ、修身、国語、数学、法制・経済の普通科目、心理学、教育学、教授法、管理法などの教育科目、農業関連科目（15時間）の計30時間を教授した。授業料は無償で、生徒には一人月額10円の学資を支給し、卒業後2か年間新潟県内の実業補習学校教員として勤務する義務を課した¹⁰⁾。その後1926（大正15）年4月には、この県立農業補習学校教員養成所の学則が新たに制定され、入所者は師範学校卒業生または小学校本科正教員資格を有するものを基準とするようになっている¹¹⁾。

こうしたなかで実業補習学校数は増加し進学する生徒数も急増していった。『新潟県教育百年史』では、「これら一連の太田政弘知事のとった、実業補習学校振興の方針は、市町村に大きな刺激を与え、未設の町村も続々設置に踏み切った¹²⁾」と評価している。しかしながら、実業補習学校の課題として挙げられてきた専任教員、設備・教室、授業内容の充実といった課題は、財政的な問題を背景として後回しにされ続けている。1925（大正14）年7月には新潟県実業補習教育費補助規程¹³⁾が定められ、新設学校あるいは新任の専任の校長または教員の俸給額の3分の2までを県が補助することとなったが、この措置もいわば焼け石に水であった。

1930年代になってもこうした実業補習学校の教育条件は改善されず、1934（昭和9）年9月の『越佐教育』は、巻頭の「主張・実業補習学校並青年訓練所補助増額に関し県当局に要望す」で以下のように訴えている。

「然るに我が県に於ける青年教育の現況を見るに補習学校数六百四十六、校数及普及では全国中有数なりといふべきも其の内容に至りては頗る遺憾の点が少くないのである。先づ第一は人の問題である。専任教員を有する校数三百三十一、その教員数七百八十八、兼任教員数三千百五、校数に於ては辛じて過半に達すれども専任教員数は僅々二割強に過ぎず、且兼任教員の多くは終日繁劇なる本務に鞅掌して過労沈滞せる小学校教員である。(中略) 第二は経費の問題である。昭和八年度補習学校三十七万九千余円、生徒一人当僅に七円余、之を中等学校生徒一人当の教育費と比較せば殆ど問題でない。(中略) 本県においては県立学校生徒一人当教育費師範学校二百十七円、中学校六十五円、高等女学校五十八円、甲種実業学校八十八円、乙種実業学校七十五円、盲学校百五十八円、聾啞学校百四十円、是等諸学校經常費百七十万円を計上するに拘らず補習学校補助四万三千四百六十八円、(中略) 之れ吾人が年来本県教育費分配の余りに公正ならざるを指摘し、深く遺憾とするところである。」¹⁴⁾

(2) 通年制、昼間制

1920 代に実業補習学校の国民教育制度としての形態が整備されるにともなって、その内容の充実が課題となったが、制度面ではしだいに通年制、昼間制が志向されるようになっていった。新潟県でも大正期までは授業の時期や期間・時間帯がさまざまであった。県は 1919 (大正 8) 年の実業補習学校調査の際、通年制について、小学校など「一般の公立学校とほぼ同様に教授するもの」と定義し、それ以外は非通年制とした。また、午後 6 時まで授業するものを「昼間教授」、午後 6 時以降は「夜間教授」、午前 7 時までは「早朝教授」と区分した¹⁵⁾。

1924 (大正 13) 年の『新潟県学事年報』によると、実業補習学校 649 校のうち通年昼間制は 81 (12.5%) に過ぎない。最多は季節夜間制 (198 校) など冬季に授業を集中させるものが多い。また通年制でも夜間のものが 110 校と昼間のものより多い。この結果、夜間授業を行っている実業補習学校はほぼ半数にのぼっている。¹⁶⁾

こうしたなかで、昼間制を実施して教育効果をあげて注目された学校の一つが、西越村の上西越農業補習学校であった。この学校の校長は布川準一郎の実兄菅沼正俊であるが、彼は、1925 (大正 14) 年 3 月の『越佐教育』に「昼間制実業補習学校に就いて」¹⁷⁾ と題する論文を載せて、以下の 8 点にわたって、夜間制の欠点を挙げ昼間制が優れていることを主張している。

1. 「生徒の通学に困難」
2. 「風紀上弊害を生じ易い」
3. 「女生徒の就学に適さない」
4. 「教授時間が不定であつて且つ短い」
5. 「生徒過労に陥り易い」
6. 「電灯其他夜間に於ける設備」
7. 「汚損盗難火災等の憂がある」
8. 「教師勤務上不便の点が少なくない」

なお、布川準一郎も、補習教育の改善を論じるなかで、「夜学教育にして不完全な施設と無自覚な生徒の状態と昼間労働の全力は到底効果を挙げ得ない」、「休日利用、冬期間教授が単なる知識の伝達であり、それに依りて青年期を拡充せんと企つことは無謀」¹⁸⁾ であると述べて、通年昼間制でなければならないと強調し、それを実施している。

2. 布川準一郎の実業補習学校改革論

（1）補習教育改革論

i. 西越村の実業補習学校

前稿で論じたように、大正期の西越村の実業補習学校は、上西越実業補習学校（1918年創立）と西越実業補習学校（1919年創立）がそれぞれ小学校に併設されており、大正末期にはともに農業補習学校と改称していた。そしてこの二つの補習学校は小学校と同じく1932（昭和7）年6月に統合して「西越村西越青年学校」と称した。1920（大正9）年の実業補習学校規程で学校名称の制限がなくなったので、「青年学校」という名称が用いられたのであったが、この学校はすぐに、女子部は「西越村西越家政女学校」（1932年9月設置）、男子部は「西越村西越専修農学校」（1933年4月、青年学校を改称）と分離・改称した¹⁹。この二つの学校は、実際は西越尋常高等小学校に併設された実業補習学校の男子部と女子部であり、校長はともに小学校長の布川準一郎が兼任した。そして布川は小学校を含めこれらの学校をまとめて心耕学園と名付けている。

ところで前述したような新潟県の実業補習学校の状況に照らして、ここで考察する西越村西越専修農学校と西越村西越家政女学校は、県内で最も内容の充実した実業補習学校であったと見ることができる。新潟県における実業補習学校の最も発展的な形態の一つといえる。その点を以下具体的に考察していくこととする。

ii. 1村1校制

布川準一郎『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』（1933年10月）では、小学校と実業補習学校は本の表題のように両者同等に扱っている。実業補習学校は、当時多くの場合、小学校の付属物的な位置に置かれていたが、ここではそうになっていない。そして同書第5章では「新補習教育経営論」と題して、西越村の実態に即した実業補習学校改革の在り方を具体的に論じている。

第一に、補習学校においては、学校を統一して1村1校とすることの重要性をまず指摘している。実業補習学校の教育は「地方自治の建設」²⁰のため、「自治体の中堅となるべき者」²¹を育てるものであることを根拠にして、1人の校長のもとで教育方針が一つに統一されていなければならないと主張している。たとえ通学に不便などのため校舎の統合ができない場合でも、その学校組織を一つにして同一の校長によって学校経営をする必要があると論じている。「一自治体に一教育方針」²²をとというのがその理由であった。前稿で論じたように、1933年当時、布川校長は金泉茂村長代理とともに、小学校の1村1校を目指して中央校舎建設を推進していた。そしてさらに布川は、実業補習学校についても1村1校を理想として、中央校舎として「自治体の中堅となるべき者」を育てる小学校と実業補習学校を一体化した学校の建設を目指したのであった。

布川は、以下のように述べている。

「一自治体に教育方針がいくつかあって分立してゐる。かゝる教養を受けた児童生徒の将来とその町村の行政上に携る上如何なる現象を呈するでありませう。決して一自治体の真の自治は行はれず、まして平和理想郷の建設は夢にも得がたい話であります。」²³

前項で述べたように、新潟県では、明治末期から教育財政整理や旧村（あざ字とよばれる基礎的共同体）間の対立意識をなくすため、県や郡の当局からは1村1小学校を推奨する動きがみられた。しかし実際には旧村の利害が絡んで紛糾・紛争が絶えず、その実現は難航し、1927（昭和2）年にその方針は廃止された²⁴。そうしたなか、小学校は旧村を学区としたものが多く存在し、旧村間の対立の温床となっていた。布川準一

郎はそうした学区間の対立をなくし円滑な村内自治の実現を図るために、その基礎として学区を単一化し村内教育方針の統一を目指したのであった。小学校とともに実業補習学校の1村1校を構想したのもそのためであった。

iii. 青年期教育の在り方

布川の実業補習教育論の特徴の一つは、青年期にふさわしい教育の充実を求めていることである。彼は以下のように述べている。

「現下非常時に処する一般思潮の傾向は実利的、打算的であるのが、なげかはしい次第で、人文的精神的意義が事実にて没却されてはゐないでしょうか。教育に於ても特に知識技能を尊重すると共に品性を重視せねばなりません。一体社会文化の進展は教養ある人物を求め、然も教育は単に知識の豊富ではなく、心身共に健かでどんな事業に従事しても至誠以て事に当たり、熱心に且つ着実に業務に勉勵する能力あるものを求めてやみません。」²⁵⁾

そしてそれは、西越村の実業補習学校においては、「その郷土の進展」のために「農村中堅青年の素質を向上」²⁶⁾ させることになると論じ、青年期の教育を充実させることそれ自体が、「公民として立派な完成を期する事」²⁷⁾ になり、職業教育の土台となると主張している。さらに、「大人への手段として」青年を犠牲にすることについて、「彼等が現実の世界に自己の姿を発見し、身長修練せねばならぬので大人の既成した世界に彼らに植えゑつけんとすることは彼等が大人となった時それ以上進展しないと言ふことを意味する」²⁸⁾ と批判している。青年は既存の世界を乗り越える可能性をもっており、布川は青年期教育の独自性がそうした発達の可能性を尊重することにあることを見抜いていたのであった。

そうであるからこそ、「精神的身体的道徳的社会的教養」を深め、「職業生活なり家庭生活」に即して、「自己の正しき姿を発見拡充」²⁹⁾ させることを、青年期の教育と位置づけているのである。現代的に言えば、知徳体の幅広い教育を深め、それをもとに社会の中における自己のアイデンティティーを確立することでもいえよう。戦後日本の高等学校の教育目標にも通じる内容である。そういう意味で、布川の実業補習教育論は、大衆的青年期教育論として、すなわち伝統的な枠を超えた新たな中等教育を志向するものとして注目すべきであるといえるのではなからうか。

そして彼はこうした青年期教育の観点から、西越村では専修農学校と家政女学校と称して補習学校教育を充実させたことを論じ、教科書については形式・内容において、中等学校教科書にも「決して遜色のない立派」なものを使っていること、服装、行事などについても青年の「憧れ」を満たすものとすべきことを主張している³⁰⁾。

iv. 「試験場」としての附属農場

実業補習学校教育の改革に関連して印象的なことは、補習学校の農場を「試験場」として位置づけていることである。布川が附属農場とせずあえて「試験場」としたのは、多くの農業学校の場合、広大な農場を擁し、生徒が多大な労力を費やして経営しているが、その労苦がもとで卒業後農業経営を忌避する生徒が多いのではないかと考えたからであった。学校農場は、まずは農業に興味を持たすための研究的な「試験場」とするのほう効果がであると判断したのであった。

彼は、試験場の経営の長所について以下のように述べている。

「(前略) 労働それ自体の苦しみがむしろ逆に農業を嫌ふ傾向を有つのであります。然るに試験場的経営は一切が研究主義であり興味中心であります故に、研究が深まれば其処に興味湧き、興味は更に物質欲を

そり、家庭農場に於て多収穫を目ざし、(中略)一村の経済を救ひ、大きくは生命の問題に関するのであります。」³¹⁾

精神主義的・勤労主義的な農業実習が就農への嫌悪を生んでること、興味関心を基とした探究的な「試験場経営」こそが、むしろ家庭や地域の農業へ生徒たちの目を向けることになることと主張しているのである。日々生徒たちと接している教師ならでは、生徒の立場に立った実際的な視点というべきであろう。戦後に実施される高等学校の農業科のホーム・プロジェクトや学校農業クラブとも通底する農業教育の在り方として注目される。

(2) 実業補習学校と高等小学校の関係

『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』で特徴的なことは、補習学校と高等小学校の微妙な関係が整理されている点である。以下のように述べて、両者についての興味深い位置づけをしている。

「ところが我が西越村郷土社会の建設に参与しない者があります。勿論現在に於て少年期の拡充は其の郷土社会の中に育成さるゝけれども将来彼等の生活が当然郷土の中心産業に参加しないことが判明意識し又個性そのものも当然他の産業的傾向を持つ者があります。それで補習教育が其の郷土の青年大衆の教育であるから中心産業を陶冶材とし他は補習教育制度下に於かぬことであります。そして高等小学校の実業科をその郷土中心産業の実業科たらしめず他の科即ち第二の要求に合致するのでありまして、これは当然な帰結であります。補習学校内に農工商と教科を陶冶材となし分立せしめることは非常な失敗であることは事実には照らして頷かれるのであります。各科間の教師及生徒間の争闘は想像以上であります。故に高等小学校の実業科と補習学校の実業科が異なるときは、百姓の二男三男の解決も自然できるのであります。」³²⁾

実業補習学校と高等小学校は、実業科において別々の教育を施してこそ、それぞれの目的を有効に実現でき、かつ相互に補完し合うということである。いかえれば両学校が棲み分けをし、村全体として、将来の職業にあわせて複数のコースを提供し、すべての青年の進路保障をするというのである。また、家業を継げない農村の二・三男は商工業関係に就職するものが多いが、その二・三男問題に対処することにもなると指摘している。こうした視点もまた、西越村に即した現実的で配慮の行き届いた制度構想といえることができる。西越村で、高等小学校の実質的な廃止を構想しながら結局存続させることになった背景には、こうした高等小学校の存在意義が認識されたからであろうか。他の地域の実業補習学校と高等小学校の関係と比較してどうなのか興味深いところである。

3. 西越専修農学校、西越家政女学校

(1) 西越専修農学校

i. 乙種農業学校と同等の内容・水準

『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』には、専修農学校と家政女学校の学則³³⁾が掲載されている。専修農学校は、「新潟県三島郡西越村西越専修農学校」が正式名称で、「昭和八年二月二十二日新潟県指令学第六〇一号ヲ以テ設置認可」とある。開校は同年4月1日であった。第1条で「実業補習学校規程ニヨリ小学校ヲ卒業セル者ニ対シ農業ニ関スル知識技能ヲ授クルと共に国民生活ニ須要ナル教育ヲ為ス」とその目的が規定され、農業科の実業補習学校であることが明記されている。1920（大正9）年の実業補習学校規程で学校名称の制限がなくなったが、他の法令にある学校名称との混同を避けることとされていた。そこで専修農学校

という名称を選んだものと思われる。

専修農学校は尋常小学校卒業者を入学させるいわゆる実業補習学校の前期の学校であるが、通年全日制の3年制「本科」（毎週30時間）と3年制で週2から3日、午前または全日授業を行う「別科補習部」（各年間380時間）、そして青年訓練所に充当されている4年制の「別科青訓部」（週2から3日、午前または全日授業を行う。各年間310時間）の三つの課程から構成されていた。

この三つの課程のうち本体は3年制の「本科」で、毎週30時間の授業を通年制で行ない、小学校等と同じ3学期制であるが夏期・冬期などのまとまった休みはなく、時宜に応じて臨時休業をすることと定められている。規定通りに実施されたとすれば年間1,400時間以上となるが、臨時休業などを考慮しても年間1,000時間は越えたとみられる。1930（昭和5）年の調査によると、全国の実業補習学校の前期男子の課程では授業時間が年間1,000時間以上のものは2%程度である³⁴⁾。西越専修農学校が、当時の平均からいかにかけ離れ充実した実業補習学校であったかということがわかる。

普通教科としては、修身・公民をはじめ、英語、国語（講読、作文、習字）、数学（算術、珠算、代数、幾何）、地理、歴史、理科、体操の8教科を計週21～8時間課していた。このほか、作物、園芸、土壌、肥料、養蚕、畜産、農業経済、林業の農業専門教科を週9～12時間を課していた。週1時間ではあるが英語を課し、代数、幾何などの中等教育内容も含まれていた。なお、農業実習は不定時ではあるが授業外に実施していた。この教科課程をみると、総じて尋常小学校卒業程度を入学資格とする乙種程度の農業学校に匹敵する内容・水準となっているといえる³⁵⁾。

ii. 就学義務

専修農学校と家政女学校の学則の第10条には、ともに「小学校ヲ卒業シ他ノ中等学校ニ入学セザルモノハ義務教育ニ準ジ本校ニ入学ヲスルモノトス」という規定があり、中等教育に進学しない尋常科・高等科の小学校卒業生は全員、専修農学校と家政女学校に入学するものとしている。いわば実業補習学校の「準義務制」がここで定められているのである。

（2）西越家政女学校

家政女学校の学則を見てみよう。家政女学校は、正式名称を「新潟県三島郡西越村西越家政女学校」と称し、設置認可は1932（昭和7）年8月5日となっており、専修農学校より半年早く認可され9月1日に開校している。目的は、「小学校ヲ卒業セル者ニ対シ農業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ女子ニ必要ナル教育ヲ為ス」と規定されている。男子の専修農学校と同様、通年3年制の本科と別科補習部（3年制・年間540時間）とからなり、その上に専修部2か年が乗っている。

本科は1週あたり授業時数31時間の通年制で男子と同じ程度であるが、教科目は、修身・公民、国語、数学、理科、歴史、地理、体操などの普通教科の授業時数が男子の半分程度で、英語も課されていない。そのかわり音楽が課せられ、裁縫・家事系の教科の時間が極めて多い。家事、裁縫、手芸、生花の合計時数は1週あたり18時間にも上っている。裁縫、家事などの授業時数が多いのは、裁縫等に対する当時の地域の教育要求を反映しているとともに、その修得のためには長時間の訓練が必要だったことによると思われる。なお、裁縫、手芸、家事の実習は課外時間においても実施することとなっており、家政女学校はまさに裁縫学校の観を呈していたといえる。

（3）青年学校の発足と農学校・女学校

1935（昭和10）年4月に青年学校令が公布され、実業補習学校と青年訓練所を統合する形で青年学校が発足した。西越村の専修農学校も家政女学校も青年学校となったが、それまでの名称と内実を実質的に継承している。また、当時は市町村名と公立青年学校という文言を冠すれば、比較的自由に学校名称を使用できたので、1935年同年7月に、専修農学校は「新潟県三島郡西越村公立青年学校西越農学校」、家政女学校は「新潟県三島郡西越村公立青年学校西越女学校」と称することが認可された。それぞれ専修、家政という文字がなくなり、農学校、女学校というそれまで通称として親しまれてきた名称となっている³⁶⁾。

教育課程も従来と同様である。1935（昭和10）年頃の両校の「入学案内」を見ると、両校ともに尋常小学校卒業を入学資格とするそれぞれ3年制の学校で、ともに学年定員40人、村内居住者は授業料無償である。入学は選抜制でなく「願書到着順」としている。入学案内に記されている「特色」は、農学校では次のようになっている。

「本校教育ノ精神ハ質実剛健、進取力行、真面目ナル有為ノ農業家ヲ養成スルニアリ、故ニ準中等程度ノ普通学科ハ勿論農業ニ関スル学科ト技術ヲ教授シ、学理ト実際ノ両方面ヨリ方今ノ急務タル農業教育ノ指導ヲナス」³⁷⁾

女学校では以下のようにになっている。

「本校教育ノ精神ハ貞淑ニシテ、諸事質素儉約ヲ旨トシ、慈恵ノ念豊ナル家庭ノ主婦タルノ資質ヲ養成スルニアリ、故ニ準中等程度ノ普通学科ハ勿論家事・裁縫ニ関スル学科ト技術ヲ教授シ、学理ト実際ノ両方面ヨリ方今ノ急務タル生活改善ニ処シ明ク強キ家庭ノ育成ニ努ム」³⁸⁾

両者とも中等教育に準ずる水準であることを明示し、一方は農業教育、他方は家事・裁縫の教育を受けることを目的としている。また、農学校では、白線2本入りの帽子と洋服、女学校では白線2本入りの袴を事実上の制服とし³⁹⁾、中等教育に準じた学校であることを視覚的に示そうとしている。教育課程は従来の専修農学校・家政女学校の時代とほぼ同じである。

4. 教師の個性と自由に基づく教育

（1）塾教育

布川準一郎は、心耕学園の5年間の教育実践をまとめた書物として『心耕教育』（出版年月日不明であるが、1937年頃にまとめられたと推測される）を出している。先に出版した『小学校補習学校 学習と経営の新研究』の続編といえるものであったが、先の著書に含まれていない内容がある。「塾教育」の導入と「適性指導」についてである。これらは前著が出版された1933（昭和8）年以降に心耕学園で実施されるようになったとみられる。まず塾教育についてみてみよう。

布川は、「日本精神を基調とせる塾教育」という題目で、江戸時代の私塾にこそ、教育の本質的な意義が存在したことを論じている。その意義は、「一、経営者たるものが何れも当代一流の学者であったこと、二、師の学徳を追慕してその門に学んだこと、三、子弟の情誼に極めて厚く人格教育が行届いてみたこと、」⁴⁰⁾にあると述べ、それを学校教育に導入するには、教師と生徒が生活を共にするような環境が必要であるとしている。そして、そういう環境を作るため、心耕学園では、各教師にそれぞれ1教室を与え、あたかもそこが教師の私塾であるかのように活用していることを説明している。

布川はその点を次のように表現している。「教師が一室を一日の生活室として勉強も茶も煙草も一切の用

を足し得るやうに設備して、且つ生徒と共に起居寢食を共にせるが如く常に師弟相接し、情誼はいやが上に深まりおのづと人格乃至生命の交流が完全に行はれ期せずして教育の真諦に触れゆくのである。」⁴¹⁾

心耕学園では、各担当教師の部屋は、興書塾（読方、書方）、知新塾（国史、地理）、敬愛塾（手芸、裁縫）、家政塾（裁縫、家事）、養心塾（音楽、図画）、明理塾（理科、算術）、刻心塾（手工）などと称していた。そして児童・生徒は、「環境を整備工夫した教師の塾教室へ自ら出かけて行って学習する」⁴²⁾ という形になっていた。またそれぞれの塾には「壁書」と称する標語が掲げられていた。たとえば興書塾の「壁書」は以下のように書かれていた。

「人類に言語あり 国家に国語あり 而して言文は人の自由なり 然れ共己自身を統制し得ざる者に自由なし 読書は該博なる人を作り錬達の士を養成す 祖国日本の継承者たる、吾れ 忘るなよ 文は経国の大業 不朽の盛事なるぞ」⁴³⁾

さらにいえば、塾教育は、教師の側から見ると、前稿で述べた「統化教科担任制」や次に述べる「適性指導」とも関連して、教師の研究と教育の自由・個性化を発揮させるための工夫された教育組織といえるものであった。

(2) 「適性指導」

布川準一郎は、尋常小学校6年生と農学校・女学校の生徒を、週3時間課外において「適性指導」と称する時間を設け、子どもの興味関心や個性を伸ばす指導を行っていることを論じている⁴⁴⁾。そして『心耕教育』では、今日の学校のクラブ活動にあたる課外活動を、「適性指導」と称して詳しく叙述している。これは児童・生徒の適性の発見と個性の伸長を目的とした課外活動で、以下のような活動が掲げられている。

農民美術研究会、書道会、農産会、舞踊と音楽の会、家政研究会、名所と旅の会、童話と詩文の会、体育研究会、理化学研究会、茶の湯生花作法の会⁴⁵⁾。

これらの活動は、小学校と実業補習学校の児童・生徒と教員全員で実施された。前述したように、布川準一郎はできるだけ一芸に秀でた個性的な教師を集めることに努めていた。茶道、舞踊、琵琶、謡曲、理科工作、ラジオ制作、大作業、缶詰加工などなどその道の「達人」をそろえていた。そしてこうした教師たちはこの「適性指導」の活動が学校での大きな喜びの場でもあったのである。

当時の児童の1人であった布川の長女は、「六年生ぐらいになると、先生の特技がわかります。あの先生はスポーツ、この先生は理科、音楽だと評価して、この先生の右に出る人はいないなどと感じ取るのです。だから生徒も自分の得意なものを選択して学びとることができました。この完成のよるこびはまた他教科にも及ぼして、学校がいつも活気に満ちていたようです」⁴⁶⁾ と回想している。また布川の長男は「全員が個性的で魅力ある先生方であった。お一人お一人がすばらしい特技の持ち主で、私たち子どもにとっては、毎日が新鮮であった。」⁴⁷⁾ と述べている。

この論文のなかで布川が最も強調していることは、教師自身の「個性的小宇宙」ということであった。

教師は「教科書を守り本尊として日々の生活に従事」⁴⁸⁾ するのではなく、「天地大自然の懐に飛び込んだ時、何を子供に授けることが出来るか、何を求めさせることが出来るか」「何を子供に呼びかけることが」できるかを、教師自らが「自覚し探究し、独自性を発揮」⁴⁹⁾ することが重要なこと、それが心耕学園では実現されていることを論じている。「適性指導」は教師が生徒を上から指導する場ではなく、教師と生徒がともに自己の関心と個性に応じて研究と探求と実践を行い、相互に興味と関心を感化しあう場であったのである。心耕学園は、塾形式の活用や「適性指導」によって、教師の個性と教育の自由が活かされ、学校全体が生き生きしていたのであった。

まとめ

前稿のまとめで、布川準一郎の心耕教育が、農山村の公立学校における個性的・先進的な新教育実践であったこと。それは本質的に公教育の枠を打ち破るものであったことを論じた。その上で、さらに本稿で明らかになったことを付け加えるならば、第一は、小学校のみならずその上の実業補習学校ないし青年学校を義務教育に準じたものとして位置づけ、児童期のみならず青年期の教育も含めて、それらを一体のものとして改革・実践している点が注目される。この点は、いわば戦後の新制中学校と新制高等学校の制度理念につながるものとして重要である。

第二の注目点は、この教育改革・実践は村の教育方針を統一し、将来の「地方自治の建設」を完全なものにすることを目的としたものであったことである。そのため、小学校と実業補習学校を1村1校とし、それらを心耕学園という単一の組織体にまとめたのであった。本稿では紙幅の関係で述べることはできなかったが、それは、社会教育まで含む全体的・系統的な教育構想（全村教育）に発展している。まさに当時各地で実施された全村教育の典型的な姿であった⁵⁰。

第三に、実業補習学校、青年学校の歴史から見れば、心耕学園は、昼間通年制、準義務制をとり、青年期教育の本体として実業補習学校を位置づけた改革であり、その教育の内容・水準からしても、新潟県における実業補習学校教育の発展の最高形態の一つといえることができる。後述のように、心耕学園はこうした点を基礎として、戦後に新制高等学校として発展することになるのである。

そしてさらに特徴的なことは、布川の心耕教育は、児童中心主義・生活主義・労作教育を土台とした新教育思想に立脚し、児童の興味関心を引き出すことを徹底して追求していた。それだけでなく、教師の個性と教育の自由を尊重しながら、教師の成長を保障する独自の教育の在り方（「塾教育」「適性教育」など）をつくり上げていた。この点に関連して付言すれば、教師の教養や現職教育がかねてから課題になっている現代、知的で感性豊かな若者にとっての魅力ある教職の場とは何か、という問いに対するヒントが、ここに隠されているように思われる。

ところが、布川準一郎はあまりにも早く他界した。1940（昭和15）年、骨肉腫で41歳という若さで亡くなった時、彼の心耕教育を継ぐ者はいなかった。そして、彼は晩年には、病気のためか精神主義的な傾向がより強まっていたように思われる。1939（昭和14）年3月20日に、新潟県と日本放送協会新潟放送局の共催による「ラジオ青年講座」の連続講演の一つとして、布川準一郎の「青年学校経営の実際」と題する講演が放送されたが、その日の新聞の番組予告欄で、彼はヒットラーの精神主義主義的な国家政策を賛美しつつ、総動員体制への協力を説いている⁵¹。布川は、しだいに教育価値を地域ではなく民族や国家に求めるようになり、その点では全体主義的な国家主義に帰結する方向性をもつものとなっていた。

しかしながら、布川の心耕教育の理想は、戦後もう一度開花することとなった。それが、全国的に希少な村立の西越高等学校（独立定時制、普通課程、昼間授業、2学級）の設置である。全国的に見て通常、新制高等学校は旧制中等学校を転換母体として成立しているが、心耕学園は最後まで青年学校（1944年3月、西越農学校、西越女学校は学則変更し、合同して西越村立青年学校となった⁵²）であった。そしてこの青年学校は戦後1948（昭和23）年3月に廃止された。したがって、西越高等学校は、制度上は母体を持たずにまったく新たに設置された珍しい高等学校であった。しかし実際は、だれもがその源流を布川準一郎の心耕学園にあると考えていた。事実、実質的に村立青年学校（農学校・女学校）を物的・人的な母体として成立したのであった。

1952（昭和27）年に県立に移管されてからもしくは、地域のだれもが「彼（布川準一郎—引用者）

が教育に描いた夢『心耕学園』の跡は今、県立西越高等学校となって、西越人の魂をつちかっている」⁵³⁾とみなしていた。そうした様子を見て小原國芳は、「その『心耕学園』精神が、今の西越高等学校に美しく継承して花咲いとるのです。世間の高校教育は、多く、受験教育に墮し、出世病に毒されとるのに、時節柄、全く美しい校風です。」⁵⁴⁾と述べている。

このように、地域に根ざし、地域を支える青年を育てる学校として西越高等学校は期待されていたのであった。それは西越村の心耕学園の精神であり伝統であった。そして、少子化、過疎化のなかで厳しい環境にあがりながら、2002（平成14）年度に単位制（定時制）高校に改組され、校名を出雲崎高等学校と変更してからも、その心耕教育の伝統は忘れられていない。現校長も、出雲崎高等学校のホームページで、「創立当時の心である『心耕』を今も受け継ぐ」⁵⁵⁾と明言している。ところで、地域に貢献してきた全国の学校が、この20年間で8,500校余りが消え去っている⁵⁶⁾。こうしたなかで今、心耕教育を受けつぐ出雲崎高等学校の教育は大変貴重な存在となっているといえよう。

注

- 1) 日本職業指導協会編『職業指導』1933（昭和8）年4月号、P73。
- 2) 新潟県『大正五年度 新潟県統計 教育之部』1918年3月発行、p.75、「第二五表 公私立実業補習学校」。
- 3) 新潟県教育百年史編さん委員会編『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編、新潟県教育委員会発行、1973年、p.195。
- 4) 同上書 pp.194-195。
- 5) 同上書 p.287。
- 6) 同上書、付録（資料編） p.1203、資料26号。
- 7) 同上書、付録（資料編） p.1204、資料27号。
- 8) 同上書、付録（資料編） p.1205、資料28号。
- 9) 同上書 p.224。
- 10) 同上。
- 11) 同上書、付録（資料編） p.1267、資料76号。
- 12) 同上書 p.208。
- 13) 同上書 p.702。
- 14) 新潟県教育会編『越佐教育』1934（昭和9）年9月、503号、p.1。
- 15) 前掲『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編、p.696。
- 16) 同上。
- 17) 前掲『越佐教育』1925（大正14）年3月、389号、pp.24-25。p.408。
- 18) 布川準一郎『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』心耕学園発行、1933年10月、p.97。
- 19) 出雲崎町史編さん委員会編『出雲崎町史』通史編下巻、出雲崎町発行、1993年、p.262。
- 20) 前掲『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』 p.93。
- 21) 同上書 p.94。
- 22) 同上書 p.95。
- 23) 同上書 p.94。
- 24) 前掲『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編、p.538。
- 26) 前掲『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』 p.96。
- 27) 同上書 p.97。
- 27) 28) 29) 同上書 p.98。
- 30) 同上書 p.112。

- 31) 同上書 p.108。
- 32) 同上書 p.101-102。
- 33) 同上書 p.105-126。ここには西越専修農学校と西越家政女学校の学則が掲載されている。以下それによる。
- 34) 文部省社会教育局『実業補習学校調査資料』1932年3月、p.29。
- 35) 1921（大正10）年に、実業学校の改正にともなう実業学校諸規定の改正により農業学校を含め実業学校の甲種・乙種という制度は法制上正式には廃止されたが、専門学校入学者無試験検定校に認定されるなど、中学校と同等とみなされた実業学校は、慣例として甲種実業学校と呼びならわされ、それより水準の低いものは乙種実業学校とされた。なお当時、実業補習学校から乙種実業学校に昇格する学校も多かった。
- 36) 公立青年学校西越農学校および公立青年学校西越家政女学校の学則等については、前掲『出雲崎町史』の資料編Ⅲ、1989年、pp.465-471。
- 37) 同上書 pp.4-5。
- 38) 同上書 p.465。
- 38) 同上書 p.467。
- 39) 同上書 p.466。
- 40) 布川準一郎『心耕教育』心耕学園発行、1937年（推定）、pp.6-7。五百川清編著『新教育の先駆者—資料 布川準一郎と心耕学園』（新潟雪書房、1994年）所収。
- 41) 同上書 pp.8-9。
- 42) 池上大一「布川準一郎校長と心耕学園」新潟大学教育学部附属新潟小・中学校内教育研究協議会編『教育にいがた』第75号、1975年。前掲『新教育の先駆者』転載、前掲『新教育の先駆者』所収、pp.46。
- 43) 前掲『心耕教育』p.9。
- 44) 布川準一郎「教育の浄土 適性指導へ」（『越佐教育』昭和12年5月、536号、p.11。
- 45) 前掲『心耕教育』p.28。
- 46) 荒木スミ子「心耕学園と父の思い出」前掲『新教育の先駆者』所収、p.34。
- 47) 布川孝一「私の見た心耕学園と父準一郎」前掲『新教育の先駆者』所収、p.28。
- 48) 前掲『心耕教育』p.25。
- 49) 同上書 p.26。
- 50) 布川準一郎は、『小学校
補習学校 学習と経営の新研究』のなかで、農山漁村経済更生運動に関連して、全村教育について以下のように述べている。
「更生運動の根本がこの精神教育に外ならないが、（中略）此の秋此の際、文化の発祥地たる学校が真の存在を持つのであります。学校が自力更生の第一線に立つべきは論を俟たずこの使命を遂行し学校が『全村教育、全村学校』の大理想を実現せねばなりません。」と論じ、ただし、「学校が政治的に表面的に交渉を持つと言ふことでなく、内的に食込んで、全村の頭脳に正しき血を流し込むと言ふことであります。」（pp 128-130）と述べている。
- 51) 『北越新報』1939（昭和14）年3月20日。
- 52) 「その前身時代 心耕学園」新潟県立西越高等学校編『西古志—創立二十周年記念誌』1969年、p.32。
- 53) 小原國芳編『日本新教育百年史』（玉川大学出版部、1969年）の第5巻 中部編・新潟県の章（小菅任助・松岡市栄門執筆）p.45。
- 54) 同上書 p.72。小原國芳「補遺—落穂ひろい」。
- 55) 新潟県立出雲崎高等学校ホームページ「真島徳衛校長の挨拶」。
<https://www.izumozaki-h.com/about-school/http://www.izumozaki-h.nein.ed.jp/>。
- 56) 文部科学省「廃校施設等活用状況実態調査」。
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/1325788.htm、
および文部科学省「令和3年度公立小中学校等における廃校施設及び余裕教室の活用状況について」。
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2021/mext_00975.html 参照。

